３　「法第72条の２第１項第１号・第３号・第４号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」、「第３号」又は「第４号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

４　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業、同項第３号に掲げる事業及び同項第４号に掲げる事業のうち２以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る報酬給与額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

［５　略］

第六号様式別表五の三の二（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙十五　挿入］

第６号様式別表５の３の２記載要領

［１　略］

２　「法第72条の２第１項第１号・第３号・第４号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」、「第３号」又は「第４号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

３　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業、同項第３号に掲げる事業及び同項第４号に掲げる事業のうち２以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る労働者派遣等の明細の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

第六号様式別表五の四（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙十七　挿入］

第六号様式別表五の四（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５の４記載要領

１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ若しくは第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の16又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の16に規定する純支払利子の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２　略］

３　「法第72条の２第１項第１号・第３号・第４号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」、「第３号」又は「第４号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

４　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業、同項第３号に掲げる事業及び同項第４号に掲げる事業のうち２以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る純支払利子の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

［５　略］

３　「法第72条の２第１項第１号・第３号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」と「第３号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

４　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る報酬給与額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

［５　同左］

第六号様式別表五の三の二（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙十四　挿入］

第６号様式別表５の３の２記載要領

［１　同左］

２　「法第72条の２第１項第１号・第３号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」と「第３号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

３　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る労働者派遣等の明細の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

第六号様式別表五の四（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙十六　挿入］

第六号様式別表五の四（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表５の４記載要領

１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ又は第３号イに掲げる法人が、法第72条の16又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の16に規定する純支払利子の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２　同左］

３　「法第72条の２第１項第１号・第３号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」と「第３号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

４　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る純支払利子の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

［５　同左］